

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令案 参照
条文

○公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第九十四号）（抄）

- 第一条 埋立出願人ハ出願名義ノ変更ヲ為スコトヲ得其ノ変更ハ届書ニ新出願人ノ氏名又ハ名称其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル新出願人ニ関スル事項ヲ記載シ新旧出願人ヨリ連名ニテ都道府県知事ニ之ヲ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス
- ② 出願人死亡シタルトキハ其ノ相続人ハ被相続人ノ出願ヲ承継スルコトヲ得其ノ承継ハ相続人ヨリ届書ニ其ノ氏名其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル相続人ニ関スル事項ヲ記載シ相続開始ノ日ヨリ起算シ三月以内ニ都道府県知事ニ之ヲ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス
- ③ 数人ノ相続人前項ニ規定スル承継ノ届出ヲ為シタルトキハ之ヲ共同出願人トス
- ④ 第二項ノ規定ハ埋立ヲ為ス会社カ其ノ發起人ノ為シタル出願ヲ承継スル場合又ハ会社ノ合併ノ場合ニ於テ合併後存続スル会社若ハ合併ニ因リテ成立シタル会社カ合併ニ因リテ消滅シタル会社ノ出願ヲ承継スル場合ニ之ヲ準用ス但シ相続開始ノ日トアルハ設立又ハ合併ノ登記ノ日トス
- ⑤ 第二項及第三項ノ規定ハ会社ノ分割ノ場合ニ於テ出願ニ係ル事業ヲ承継シタル会社ガ分割前ノ会社ノ出願ヲ承継スル場合ニ之ヲ準用ス但シ第二項中相続開始ノ日トアルハ分割ノ登記ノ日トス

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）

- （関係簿書の備付け）
- 第八十四条 施行者は、規準、規約、規約、定款又は施行規程並びに事業計画又は事業基本方針及び換地計画に関する図書その他政令で定める簿書を主たる事務所に備え付けておかなければならない。
- 2 略

○鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）（抄）
〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行後〕

- （配当の許可）
- 第十五条の二 第八条の規定により補助を受けた鉄道事業者は、政令で定める割合以上の剰余金の配当をしようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。
- 一 当該事業年度末からさかのぼり五年以内に補助金の交付を受けていないとき。
- 二 第十四条の規定により、当該事業年度末からさかのぼり五年以内に交付を受けた補助金の全部を返還したとき。

三 前条の規定により同条に規定する補助金の総額に相当する金額を納付した後において補助金の交付を受けていないとき。

○積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）（抄）
〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行後〕

第三条（積立式宅地建物販売業の許可）
積立式宅地建物販売業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第五条（国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるとき

でなければ、許可をしてはならない。）
一 資本金又は出資の額が積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定め

るものを満たす者であること。

二 五略

○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行後〕

（定義）

第二条 この法律において「不動産」とは、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地

又は建物をいう。

4 この法律において「不動産特定共同事業」とは、次に掲げる行為で業として行うものをいう。

一 不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為（前項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものにあつては、業務の執行の委任を受けた者又はこれに相当する者の行うものに限る。）

5 二略
6 略

第三條 (不動産特定共同事業の許可)
不動産特定共同事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとする場合にあつては主務大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
2 略

第七條 (許可の基準)
主務大臣又は都道府県知事は、第五條の規定による許可の申請をした者が次に掲げる基準(第二條第四項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする者にあつては、第五号に掲げるものを除く。)に適合していると認めるときでなければ、第三條第一項の許可をしてはならない。
一 その資本金又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして業務の種別ごとに政令で定める金額を満たすものであること。
二 略

○ 不動産特定共同事業法施行規則(平成七年大蔵・建設省令第二号) (抄)

第七條 (令第四條の主務省令で定める法人)
令第四條の主務省令で定める法人は、その発行済株式の総数又は出資の総額を資本又は出資の額が一億円以上の不動産特定共同事業者が所有している法人であつて次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 不動産特定共同事業以外の事業を営まないこと。
- 二 その営む不動産特定共同事業に関して当該契約締結法人が連帯して債務を負担すること。

○ 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百三十四号) (抄)

第二十三條 (処分計画の基準)
処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするものを除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するように定めなければならない。この場合において、当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失つた者その他の者で政令で定めるものに対しては、政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受ける機会を与えるように定めなければならない。
一 自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する宅地を必要とする者であること。
二 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（契約締結の禁止）

第六十条 指定保証機関は、その者が宅地建物取引業者との間において締結する保証委託契約に係る保証債務の額の合計額が、政令で定める額をこえることとなるときは、保証委託契約を締結してはならない。

○農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）（抄）

（利子補給金を支給する契約）

第二条 政府は、次の各号のいずれかに該当する者の申請により、その者が特定賃貸住宅を建設する場合において、融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）がその資金を融通するときは、この法律の定めるところにより、当該融通された資金のうち国土交通省令で定める範囲のものについて利子補給金を支給する旨の契約（以下「利子補給契約」という。）を当該融資機関と結ぶことができる。

- 一 特定賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の農地その他の宅地以外の土地を所有する個人
 - 二 特定賃貸住宅を建設するために宅地造成（宅地以外の土地を宅地にするため行う土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に関する工事が行われた土地の区域内の宅地を所有する個人（宅地造成に関する工事の着手後に相続又は遺贈によらないで当該土地を取得した者を除く。）
 - 三 前二号に掲げる者のほか、特定賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者で政令で定めるもの
- 2・3 略

○農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）（抄）

（申請者）

第二条 法第二条第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第一項第一号又は第二号に掲げる個人の親族で当該個人と同居及び生計を一にするもの
- 二 略

○国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）

（土地に関する権利の移転等の許可）

第十四条 規制区域に所在する土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）を許す契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合には、当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。その許可に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停に基づく場合その他政令で定める場合には、適用しない。

3 略

○商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二編 会社

第四章 株式会社

第七節 会社ノ整理

第三百八十一条 会社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ取締役、監査役、六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者ノ申立ニ依リ会社ニ対シ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ支払不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

2 略

第三百八十六条 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

- 一 会社ノ業務ノ制限其ノ他会社財産ノ保全処分
- 二 株主ノ名義書換ノ禁止
- 三 会社ノ業務及財産ニ対スル検査ノ命令
- 四 整理ニ関スル立案及実行ノ命令
- 五 取締役又ハ監査役ノ解任
- 六 発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ禁止
- 七 発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ取消但シ整理ノ開始ヨリ一年前ニ為シタル免除ニ付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ限ル
- 八 発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ニ基ク損害賠償請求権ノ査定

九 前号ノ損害賠償請求權ニ付發起人、取締役又ハ監査役ノ財産ニ対シテ為ス保全処分
十 会社ノ業務及財産ニ関スル監督ノ命令
十一 会社ノ業務及財産ニ関スル管理ノ命令
十二 整理開始ノ申立又ハ通告アリタルトキハ裁判所ハ其ノ開始前ト雖モ第三百八十一条第一項ニ掲グル者ノ申立ニ依リ又ハ職
權ヲ以テ前項第一号乃至第三号、第九号又ハ第十号ノ処分ヲ為スコトヲ得

第九節 清算

第四百二十一条 清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月内ニ少クトモ三回債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ債権ヲ申出ヅベキ旨ヲ官
報ヲ以テ公告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

2 略
第四百二十三条 清算人ハ第四百二十一条第一項ノ債権申出ノ期間内ハ債権者ニ対シテ弁済ヲ為スコトヲ得ズ但シ会社ハ之ガ
為ニ遅延ニ因ル損害賠償ノ責任ヲ免ルルコトナシ
2 清算人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得テ少額ノ債権及担保アル債権其ノ他之ヲ弁済スルモ他ノ債権者ヲ害スルノ
虞ナキ債権ニ付弁済ヲ為スコトヲ得

第四百三十一条 清算ノ遂行ニ著シキ支障ヲ来スベキ事情アリト認ムルトキハ裁判所ハ債権者、清算人、監査役若ハ株主ノ申
立ニ依リ又ハ職権ヲ以テ会社ニ対シ特別清算ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

2・3 略
第四百三十二条 特別清算開始ノ申立又ハ通告アリタルトキハ裁判所ハ其ノ開始前ト雖モ前条第一項ニ掲グル者ノ申立ニ依リ
又ハ職権ヲ以テ第四百五十四条第一項第一号、第二号又ハ第六号ノ処分ヲ為スコトヲ得

第四百四十五条 清算人左ノ行為ヲ為スニハ監査委員ノ同意、若シ監査委員ナキトキハ債権者集会ノ決議アルコトヲ要ス但シ
百万円以上ノ価額ヲ有スルモノニ関セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 会社財産ノ処分
二 借財
三 訴ノ提起
四 和解及仲裁合意
五 債権者集会ノ決議ヲ要スル場合ニ於テ急迫ナル事情アルトキハ清算人ハ裁判所ノ許可ヲ得テ前項ニ掲グル行為ヲ為スコト
ヲ得

3・4 略

第四百五十三条 検査役ハ調査ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

一 発起人、取締役、監査役又ハ清算人ニ第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又ハ第四百三十条第二項ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ事実アルヤ否ヤ

二 会社財産ノ保全処分ヲ為ス必要アルヤ否ヤ
三 会社ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ財産ニ対シ保全処分ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

第四百五十四条 前条ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

- 一 会社財産ノ保全処分
 - 二 株主ノ名義書換ノ禁止
 - 三 発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ノ免除ノ禁止
 - 四 発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ノ免除ノ取消但シ特別清算ノ開始ヨリ一年前ニ為シタル免除ニ付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ限ル
 - 五 発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ニ基ク損害賠償請求権ノ査定
 - 六 前号ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ財産ニ対シテ為ス保全処分
- 2・3 略

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

第二編 株式会社

第九章 清算

（清算の開始原因）

第四百七十五条 株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第四百七十一条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

（債権者に対する公告等）

第四百九十九条 清算株式会社は、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 略

（債務の弁済の制限）
第五百条 清算株式会社は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算株式会社は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ、この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

（監督委員の選任等）
第五百二十七条 裁判所は、一人又は二人以上の監督委員を選任し、当該監督委員に対し、第五百三十五条第一項の許可に代

2 略
略

（清算株式会社の行為の制限）
第五百三十五条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。ただし、第五百二十七条第一項の規定により監督委員が選任されているときは、これに代わる監督委員の同意を得なければならぬ。

一 財産の処分（次条第一項各号に掲げる行為を除く。）
二 借財
三 訴えの提起

四 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
五 権利の放棄

六 その他裁判所の指定する行為
2・3 略

（事業の譲渡の制限等）
第五百三十六条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

一 事業の全部の譲渡
二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないものを除く。）

2・3 略

(債務の弁済の制限)
第五百三十七条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社は、協定債権者に対して、その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、裁判所の許可を得て、少額の協定債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によって担保される協定債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない協定債権に係る債務について、債権額の割合を超えて弁済をすることができる。

第三編 持分会社

第八章 清算

(清算の開始原因)

第六百四十四条 持分会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。
一 解散した場合(第六百四十一条第五号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)
二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(債権者に対する公告等)

第六百六十条 清算持分会社(合同会社に限る。以下この項及び次条において同じ。)は、第六百四十四条各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算持分会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることはできない。
2 略

(債務の弁済の制限)

第六百六十一条 清算持分会社は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算持分会社は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。
2 前項の規定にかかわらず、清算持分会社は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算持分会社の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）

第八十六条（生活再建等のための施設住宅の一部等の優先譲渡）
（生活再建等のための施設住宅の一部等の優先譲渡）
第八十六条 施行者は、一般宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の一般宅地を使用し、又は収益すること
ができる権利を有していた者（以下この条において「一般宅地の所有者等」という。）で住宅街区整備事業の施行に伴い生
活の基礎を失うこととなるものについて生活再建のための措置を講ずる必要があるとき、その他特別の事情があるときは、
規準、規約、定款又は施行規程で定めるところにより、一般宅地の所有者等に対して、施行者が住宅街区整備事業の施行に
より取得した施設住宅の一部等を譲り受ける機会を与えなければならない。

第七十条（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例）
（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例）
第七十条 土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域内の農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴
う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二百二号）第二条に規定する特定市街化区域農地に該当するものを除く。）を
転用して賃貸住宅を建設する場合には、当該賃貸住宅が、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和
四十六年法律第三十二号）第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が
同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなす
と認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

2 次の各号の一に該当する者が、賃貸住宅の用に供するため、第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受ける場合
において、当該賃貸住宅（その者が第八十三条において準用する土地区画整理法第四十七条の規定又は第九十条第二項
の規定により取得する施設住宅の一部で賃貸住宅の用に供されるものを含む。以下この項において同じ。）の規模、構造及
び設備が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項の国土交通省令で定められるときは、その者を同条第
一項各号の一に該当する者として、当該施設住宅の一部等の譲受けを同条第二項に規定する特定賃貸住宅の建設とみなして、同
法の規定を適用する。この場合において、当該施設住宅の一部等の譲受けの資金について同法第二条第四項の規定により利
子補給契約が結ばれたときは、当該賃貸住宅のうち、第八十三条において準用する土地区画整理法第四十七条の規定又
は第九十条第二項の規定により取得された施設住宅の一部は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住宅とみなす。規定又
一 農地等である一般宅地を所有していた個人（当該一般宅地に関し第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた後に相
二 又は遺贈によらないで当該一般宅地を所有していた者で政令で定めるもの
三 略

○船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（抄）

第二十八条（特定油量の報告）
（特定油量の報告）
第二十八条 政令で定める原油及び重油であつて本邦内において荷揚げされるもの（以下この節において「特定油」という。）

）を前年中にタンカーから受け取った者（他人のために特定油をタンカーから受け取った者を除くものとし、その者に受け取らせた者を含む。以下「油受取人」という。）の前年中にタンカーから受け取った特定油（自己のためにタンカーから受け取らせた特定油を含む。以下同じ。）の合計量が十五万トンを超えるときは、当該油受取人は、毎年、国土交通省令で定めるところにより、油受取人の事業活動を支配する者があつた場合において、当該油受取人のタンカーから受け取った特定油の合計量（当該支配する者がタンカーから受け取った特定油があるときは、その合計量にその受取量を加算した量）が十五万トンを超えるときは、当該支配する者は、毎年、国土交通省令で定めるところにより、油受取人ごとにその受取量を国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、その報告に係る油受取人については、前項の規定は、適用しない。

3 略

○関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（抄）
〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行後〕

（債務保証）
第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（社債及び借入金）
第十八条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第五号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第五号において同じ。）を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、社債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の發行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

○東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）（抄）
（東京湾横断道路の建設及び管理）

- 第二条 東日本高速道路株式会社（以下「東日本会社」という。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、東京湾横断道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。）の建設及び管理に関する事業を行う会社（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）と日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第百二号）第五十七条第一項の規定により締結したものとみなされる次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「建設協定」という。）に従い、その事業又は業務を行わなければならない。
- 一 機構は、国土交通省令で定めるところにより、東京湾横断道路の建設工事（東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち、基本的な調査及び設計、敷地の取得その他国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）に要した費用を、その供用開始後長期間に分割して東京湾横断道路建設事業者に支払うこと。
- 二 東京湾横断道路建設事業者は、東京湾横断道路の維持、修繕等の管理を、別に締結した協定（以下「管理協定」という。）に従い行うこと。
- 三 その他国土交通省令で定める事項
- 2・3 略

（社債及び借入金）

- 第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、東京湾横断道路建設事業者が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（抄）
〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行後〕

（新株、社債及び借入金）

- 第五条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十五条及び第二十条第二号において「募集新株予約権」という。）を、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十五条及び第二十条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において「募集社債」という。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、会社が、社債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

○中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）
〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行後〕

（中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定）

- 第四条 国土交通大臣は、第六条第一項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であつて、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定することができる。
- 一 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。
 - 二 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。
 - 三 次条第一項の規定に基づき政府が引き受ける株式を適正な価額で発行すると認められる者であること。
 - 2 略
 - 4 略

（債務保証）

第八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において指定会社の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（社債及び借入金）

第十五条 指定会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において同じ。）を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、指定会社が、社債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

○成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）（抄）

〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行後〕

(新株、社債及び借入金)

- 第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二條第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権（第二十二條第二号において「募集新株予約権」という。）、若しくは同法第六百七十六條に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第二号において「募集社債」という。）、若しくは同法第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第二号に規定する株式交換に際して株式、社債（社債等の振替に関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第二号において同じ。）、若しくは新株予約権を發行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を發行し、当該社債券の發行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。
- 3 略

附 則

(債務保証)

- 第十五條 政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第五条第一号から第三号までの事業に要する経費に充てるため会社が發行する社債に係る債務（国際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ）を除く。）、保証契約をすることができ。
- 2 政府は、前項の規定によるもののほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより發行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができ。

○ 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号） （抄）

(会社の目的)

第一条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民經濟の健全な發展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(社債及び借入金)

第十一条 会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六條第一号に規定する短期社債を

除く。第二十二條第六号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。前項の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

附則
(債務保証)

第三条 政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第五条第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てるため、会社の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条（政令で定める会社の債務にあつては、同条第一項）の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。前項の規定のほか、政府は、政令で定める会社が同項の保証契約に係る債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務（外貨で支払われるものに限る。）について、保証契約をすることができる。

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）（抄）

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一・二 略
- 三 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）
- 四 略

第二条 前条第三号の規定による廃止前の有限会社法（以下「旧有限会社法」という。）の規定による有限会社であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧有限会社」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、この節の定めるところにより、会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による株式会社として存続するものとする。前項の場合においては、旧有限会社の定款、社員、持分及び出資一口を、それぞれ同項の規定により存続する株式会社の定款、株主、株式及び一株とみなす。3 第一項の規定により存続する株式会社の施行日における発行可能株式総数及び発行済株式の総数は、同項の旧有限会社の資本の総額を当該旧有限会社の出資一口の金額で除して得た数とする。

(合併等に関する経過措置)

第三十六条 施行日前に社員総会又は株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会又は株主総会の決議を要する合併（合併後存続する会社又は合併により設立する会社が株式会社であるものに限る。）及び吸収分割（分割により営

業を承継する会社が株式会社であるものに限る。)については、なお従前の例による。ただし、合併及び吸収分割に関する登記の登記事項については、会社法の定めるところによる。

(株式会社等の合併等に関する経過措置)

第百五条 施行日前に合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書又は株式移転計画書が作成された合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。ただし、合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転に関する登記の登記事項については、会社法の定めるところによる。

(会社の整理に関する経過措置)

第百七条 この法律の施行の際現に係属している会社の整理に関する事件については、なお従前の例による。

(株式会社の継続及び清算に関する経過措置)

第百八条 施行日前に生じた旧商法第四百四条各号に掲げる事由により旧株式会社が解散した場合における新株式会社の継続及び清算については、なお従前の例による。ただし、継続及び清算に関する登記の登記事項(施行日前に清算人の登記をした場合)については、本店の所在地における登記事項のうち清算人及び代表清算人の氏名及び住所を除く。)については、会社法の定めるところによる。